

消費・安全対策交付金交付等要綱（抄）

制 定 令和4年3月31日 3 消安第7340号
最終改正 令和5年3月30日 4 消安第7248号

第1～28（略）

（成果の取りまとめ及び事後評価）

- 第29 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表1の2の食料安全保障確立対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して3か年経過した年度。以下同じ。）の6月末までに、目標ごとの事業の成果について、別記様式第14号に従って成果報告書として取りまとめる。
- 2 交付事業者以外が事業実施主体となっている場合にあっては、事業実施主体は前項において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する交付事業者に提出する。
- 3 交付事業者は、前項により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- 4 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び前項の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別記様式第15号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。
- 5 都道府県域を越えた取組の事業実施主体は、別記様式第15号に従って成果及び事後評価の結果を、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として消費・安全局長に提出する。
- 6 広域の取組の事業実施主体は、広域の取組の間接交付事業者ごとの成果報告書及び第2項の事後評価の結果を踏まえた事後評価を行い、別記様式第15号に従って広域の取組の間接交付事業者全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として消費・安全局長に提出する。
- 7 前4項による交付事業者における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
- 8 地方農政局長等（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組及び広域の取組にあっては消費・安全局長）以下第10項において同じ。）は、第4項、第5項又は第6項により提出された交付事業者の成果報告書に基づき、遅滞なく関係部局で構成する評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の事後評価を実施する。
- 9 地方農政局長等は、前項の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の11月末までに消費・安全局長等に報告する。
- 10 地方農政局長等は、第8項の事後評価の結果が低い交付事業者に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- 11 国は、消費・安全局長等が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- 12 事後評価を行った消費・安全局長、都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。

- 13 第10項の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

第30（略）